

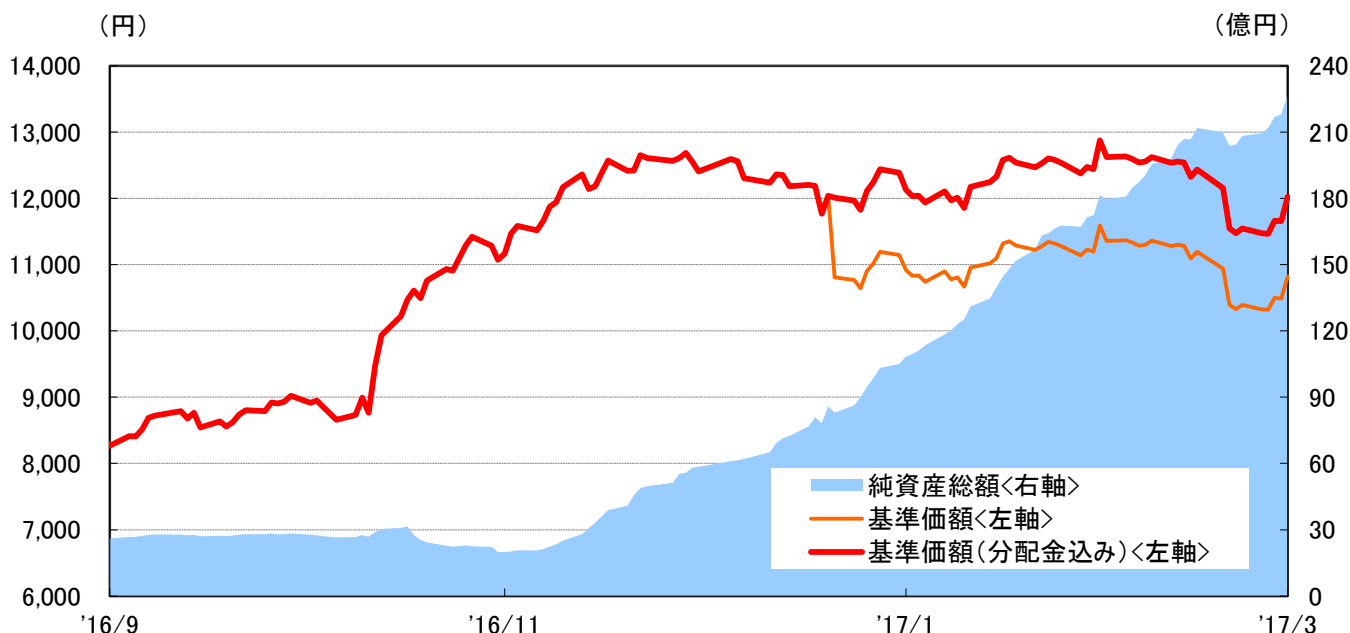
マニユライフ・米国銀行株式ファンド(愛称:アメリカン・バンク) — 基準価額の動向と今後の見通しについて —

- 当ファンドの基準価額は、2016年11月8日の米国大統領選挙後から大きく上昇しています。資産の上昇に加えて、円安ドル高になったこともプラス要因となっています。
- 一方、足元の基準価額の動向は、3月22日に前日比545円下落する一方、3月31日には前日比330円上昇するなど、変動が大きくなっています。
- その背景として、①米下院共和党が医療保険制度改革法(オバマケア)を改廃する法案の採決を一旦見送ったことから、金融規制改革などの政策も議会を通過しないのではないか、という懸念が一時的に広がったこと、②利益確定の売却や割安度に着目したその後の買戻しなどが考えられます。

基準価額の変動が大きくなっている背景

- ① オバマケア改廃法の法案採決見送り
- ② 利益確定の売却とその後の買戻し

過去半年の当ファンドの基準価額と純資産総額の推移 (2016年9月30日～2017年3月31日)



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等(4頁をご覧ください)控除後の1万口当たりの値です。
 ※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したもとして計算しています。
 ※収益分配は一定の金額をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
 ※分配実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
 ※上記は過去の実績であり、将来のファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

今後の見通し

- 足元の基準価額の変動は大きくなっているものの、長期的な米国銀行の成長期待は変わらないと考えます。
- 米国経済は引続き堅調で、FRB(米連邦準備理事会)が想定する2017年の利上げシナリオにも変更はなく、また米新政権が掲げる金融規制改革が頓挫したわけでもありません。
- 金融規制改革については、当ファンドが主に投資している米国地方銀行が特に恩恵を受けることが期待されるものも多く、今後の動向が注目されます。
- また米国銀行株式のPBR(株価純資産倍率)は、2017年3月末時点で1.22倍と、過去平均の1.72倍を下回っており、依然として割安な状況にあると考えられます。

今後の見通しのポイント

- ① 米国経済は引続き堅調、FRBの利上げシナリオに変更無し
- ② 金融規制改革の進展はこれから
- ③ PBRは過去平均を下回っており、今後も割安度の修正局面の継続が期待される

米国銀行株式と米国株式のPBRの推移 (1990年12月～2017年3月、月次)



※米国銀行株式：S&P500銀行株指数、米国株式：S&P500種指数

※米国銀行株式(過去平均)および米国株式(過去平均)は、1990年12月末～2017年3月末の平均値を使用しています。

出所：ブルームバーグのデータをもとにマニユライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

ファンドの特色（詳細は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

1 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

2 マニュライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが運用を担当します。

- 主に「マニュライフ・米国銀行株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- マザーファンドの運用はマニュライフ・アセット・マネジメント(US)LLCが担当します。

3 3ヵ月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
※分配対象額が小額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なりスク（詳細は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。）

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。
投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。 |
| 為替変動リスク | ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

お申込メモ

| | |
|----------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額＝基準価額－信託財産留保額)とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | ●ニューヨークの銀行休業日 ●ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。 |
| 信託期間 | 2026年7月21日まで(2015年11月20日設定) |
| 繰上償還 | 純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせください。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

手数料・費用等

■投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(詳細は、販売会社にお問い合わせください。) |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.2% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 |

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|--|-----------------------|--|------|----------|------|----------|------|----------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>毎日のファンドの純資産総額に年率1.836%(税抜1.70%)を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率 0.86%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.80%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.04%</td> </tr> </table> <p>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> | <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)> | | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | 委託会社 | 年率 0.86% | 販売会社 | 年率 0.80% | 受託会社 | 年率 0.04% |
| <運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)> | | | | | | | | | | | |
| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 年率 0.86% | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 年率 0.80% | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年率 0.04% | | | | | | | | | | |
| その他の費用・ 手数料 | 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率(上限年率0.2%(税込))を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入る有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。 | | | | | | | | | | |

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社ならびにファンドの関係法人

| | |
|----------------|--|
| 委託会社 | マニライフ・アセット・マネジメント株式会社 (設定・運用等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (信託財産の保管および管理等) |
| 販売会社 | 次ページの販売会社一覧をご覧ください。(受益権の募集の取扱い等) ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。 |
| 運用権限の 委託先会社 | マニライフ・アセット・マネジメント(US)LLC (投資運用業等) |

販売会社一覧

| 販売会社名 | 登録番号等 | 加入協会 |
|------------------------------|---------------------------|--|
| エイチ・エス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号 | 日本証券業協会 |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号 | 日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 | 日本証券業協会 |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |
| 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 藍澤證券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号 | 日本証券業協会 |
| 株式会社三重銀行 (インターネットバンキング専用) | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号 | 日本証券業協会 |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | 日本証券業協会 |
| 株式会社第三銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号 | 日本証券業協会 |
| 内藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号 | 日本証券業協会 |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| ほくほくTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号 | 日本証券業協会 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| フィデリティ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号 | 日本証券業協会 |

ご留意いただきたい事項

- ・当資料は、マニュアルフ・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます)が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 - ・当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。
 - ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。
 - ・販売会社が銀行等の登録金融機関の場合、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
 - ・投資信託の購入のお申込にあたっては、取扱い販売会社より最新の投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
 - ・当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、参考として記載されたものであり、その銘柄または企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
 - ・各指数に関する著作権等の知的財産、その他一切の権利は、各々の開発元または公表元に帰属します。
 - ・当資料に関する一切の権利は、引用部分を除き当社に帰属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製はできません。
- ※コメントは、資料作成時点における市場環境もしくはファンドの運用方針等について、運用担当者(ファンドマネジャー他)の見方あるいは考え方を記載したもので当該運用方針は変更される場合があり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。また、将来の運用成果等を約束するものでもありません。

当頁の「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧下さい。